

Zenkoku Aozeiien

主月税連

21世紀も青税であれ！
次号は税理士法改正特集！

Feb.01.2001 No. **128**

全国青年税理士連盟

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-12 代々木リビン303
Tel 03(3354)4162 Fax 03(3354)4095

117
118
119
120
121
122
123
124
125
126
127
128
129
130
131

No.128 FEB.01.2001

Content

オピニオン

P3

「規制改革についての見解」について
規制緩和等対策委員長 倉林 俊男

特集 2000年秋季シンポジウム「21世紀の税理士像」

P4 - P9

2000年秋季シンポジウムを終えて ————— 4

秋季シンポジウム実行委員長 池部 悦子

各単位会報告 ————— 5~9

千葉青年税理士連盟「情報化社会への対応」

岐阜青年税理士連盟「国際業務」

神奈川青年税理士クラブ「公益的業務への対応」

埼玉青年税理士連盟「税理士と教育問題」

東京青年税理士連盟「納税者のための税金裁判」

名古屋青年税理士連盟「電子申告への対応」

近畿青年税理士連盟「税理士法改正の動向と税理士業務の影響」



トピック 韓国訪問記

P10

組織部長 登坂 宏之

実行委員長就任物語 全国大会実行委員長 加地 隆行 ————— 11

速報 税理士法改正案の行方

P12 - P15

東海集中豪雨義援金のお願い ————— 16

『規制改革についての見解』について

規制緩和等対策委員長 倉林 俊男

政府行政改革推進本部規制改革委員会は、平成12年12月12日に『規制改革についての見解』（以下『見解』という）と題して、規制改革の意義・目標等を整理し、今後の規制改革の推進方法について提言する形で最終の見解を公表した。

『見解』の総論では、規制改革委員会の過去3年間の活動を概観するとともに、規制改革（緩和）による成果・効果を挙げ、規制改革の緊急性・目標等を指摘し、併せて今後の方向と新たな推進体制の在り方を述べている。

また、各論のうち公的資格制度の分野では分野別総論において今後の課題として『資格者の業務の有用性は一概に否定されるべきものではないが、資格制度は行政事務の増大、民間活力の阻害、国民負担の増等の問題点も有している。さらに、当該資格者の業務改善・進歩等を目的として資格者の団体が設立されるが、本来の設立目的を離れ、当該資格者の既得権益を擁護し独占的利益を維持するために新規参入者を排除したり、資格者間の競争を制限するなど排他的に機能し、かえって国民の利益を損なっている状況もみられた。したがって、資格制度については、近い将来改めて検討することが必要であり、その際には濫設防止又は廃止の観点も含めることが必要である』と述べている。

税務行政の補助的機能を果たす為に設けられた税理士制度が、今後どのように変貌すれば国民の利便に叶い、複雑化・高度化する経済社会において、国民の権利を確保し、安定した専門家としてのサービスを提供することができるのか。税理士が自ら問い直さなければならない問題である。今までのような内なる議論だけでは済まないのである。

『見解』は業務独占資格に関して平成12年度の重点的取組みとされた「登録・入会制度の在り方」について、強制入会制の実態とその弊害を指摘し、強制入会制に関連する諸問題をその検討結果としておおそ次に述べている。

『事務系10資格のうち不動産鑑定士を除く9資格では、実質的に強制入会制が採られている。その特色は、資格者団体に入会しない者は業務を行うことができない、資格者団体が自ら会則を定め、会員には会則を遵守する義務が課され、資格者団体は非資格者の取締りを行う等、というものである。これらの特色は中世ヨーロッパの

ギルドに酷似しており、法定されたボイコット（排斥）に他ならない。資格者団体及び関係省庁からのヒアリングでは、強制入会制を採る理由として、資格者の品位保持、資質の維持・向上、非資格者の取り締まり等を挙げている。しかし、品位保持、資質の維持・向上の為の研修の実施状況・受講状況は概ね低調であり、非資格者の取り締まりは資格者団体の本来の業務ではなく、強制入会制を存続させることについての十分な論拠を見い出せない。また、強制設立の資格者団体では会則等で報酬の減額制限、競争禁止、過度の広告規制等の競争制限的とみられる規定を設けており、資格者の品位保持、資質の維持・向上というメリットより、資格者団体による競争制限的行為という強制入会制の弊害の方が大きいのではないかとの問題意識を持たざるを得なかった。

一方、資格者団体及び関係省庁では、このような弊害があることを認めているが、これを排除し、資格者団体及び資格者の自助努力を通じて資格者の品位保持、資質の維持・向上並びに関係行政の改善・向上に努めることにより、国民の利益の増進が図られると主張しており、また、規制改革委員会が提言する資格者団体におけるチェック機能の強化方策について、ほとんどの団体が前向きな姿勢を示していることから、強制入会制の在り方については、当面資格者団体における競争制限的行為の排除の状況、チェック機能の強化方策の進捗状況、本来の品位保持、資質の向上に関する業務の実施状況等を注視することとし、その状況を踏まえて改めて検討することが適当である』と述べている。

つまり、資格者団体に対して、委員会の提言するチェック機能の強化方策として、業務及び財務等に関する情報の公開、資格者団体役員への外部役員に登用、資格者に対する国民一般からの懲戒処分の請求・処分の公表等の懲戒制度の見直し等を求め、これと併せて公正取引委員会による支援の必要性を述べて、資格者団体が自己改革していく状況を注視することとしたのである。

もう一つの重点的取組みである「報酬規定の在り方」については『見解』では、会則記載事項から削除すべきであると述べている。これに関しては、12月13日に公表された自民党平成13年度税制改正大綱に盛り込まれた税理士法改正項目に、会則から報酬規定を削除することが追加されている。



2000年秋季シンポジウム 「21世紀の税理士像」



2000年秋季シンポジウムを終えて

秋季シンポジウム実行委員長 池部 悦子



2000年11月18日(土)東京大手町サンケイホールにて、全国青年税理士連盟秋季シンポジウムが開催されました。今年のテーマは「21世紀の税理士像」です。昨年のテーマであります「規制崩壊」を踏まえ、又税理士法改正が間近であることも踏まえ、新しい時代を迎え、われわれ税理士は何をしなければならないのでしょうか。21世紀に生き残っていける税理士であるためにどうあるべきなのでしょうか。21世紀の税理士像を考えるには丁度よい機会だったのではないかと思います。

各单位会のサブテーマは、千葉青税「情報化社会への対応」、岐阜青税「国際業務」、神奈川青税「公益的業務への対応」、埼玉青税「税理士と教育問題」、東京青税「納税者のための税金裁判」、名古屋青税「電子申告への対応」、近畿青税「税理士法改正の動向と税理士業務の影響」と幅広く、どれもはずすことができない、しかも大きなテーマばかりでした。

21世紀は、世界が一つになり、共通語である英語を話し、

どこへ行ってもビジネスができる。そんな時代が本当に来るかもしれません。税務という仕事は租税国家である以上なくなることはないと思いますが、税理士制度は永久に存在するとは限りません。税理士制度ができてほんの半世紀しかたっていないのです。税理士制度を護っていくのはわれわれ税理士一人一人であり、地位を高めていくのもわれわれ税理士一人一人なのだということを痛感いたしました。

各单位会の発表は、内容的にも非常に充実しており、たくさんの会員から非常に良かったとお褒めのお言葉をいただいております。私をはじめ東京青税のスタッフ一同、会員の皆様方のご協力に感謝するとともに、とても満足できた1日だったと思います。

全青の会員が一堂に会することができるのは全国大会と秋季シンポジウムだけですが、やはり青税の会員の結集といえましょうか、団結力を感じました。今回の秋季シンポジウムは、全国から290名近い会員の参加申し込みをいただき、リニューアルしたばかりのきれいなサンケイホールで、7各单位会の発表を聞き、そして懇親会でまた仲間の輪を広げることができました。やはり青税っていいなと思いました。

懇親会では、東京青税はじめての試みであります青税バンドの演奏をやらせていただきました。学生時代にフォークをやっていたり、バンドを結成したりしていたメンバーが集まり、1970年代頃の曲を何曲か演奏しました。何か手作りのものをやりたいと思っていましたので、本当にできて良かったと思っています。

最後に、本当に皆様のご協力に感謝しております。ありがとうございました。

各単位報告会発表内容

- 千葉青年税理士連盟 「情報化社会への対応」
- 岐阜税年税理士連盟 「国際業務」
- 神奈川青年税理士クラブ 「公益的業務への対応」
- 埼玉青年税理士連盟 「税理士と教育問題」
- 東京青年税理士連盟 「納税者のための税金裁判」
- 名古屋青年税理士連盟 「電子申告への対応」
- 近畿青年税理士連盟 「税理士法改正の動向と税理士業務の影響」

わが単位会の発表を見て

桂 次郎(千葉)



21世紀の税理士像ということで、千葉青税の発表を客席から見て、「役者」の個性に合った配役に感心すると同時に、各人それぞれが仕事を抱えながら、短い期間で台本作り、台詞合わせ等苦勞があったことと推察します。内容は、キャッシュレス社会すなわち電子取引による決

済を前提とした税理士と顧客との関係及びインターネットを利用しての税務調査の話でした。現時点ではなかなかそこまで想像できないのですが、時代はかなりのスピードで動いています。FAX・携帯電話・テレビ電話そしてインターネット等、かつては想像も出来なかったであろう事が、現在では当たり前の事(常識)として存在しています。

そういう意味では、千葉青税の発表も決して空想事ではなく、近い将来には、常識として起こりうるのではないのでしょうか。電子取引により全ての取引が捕捉され、税務判断も専用ソフトの指示により導かれる、そんな時代が来るのではないのでしょうか。そうなった場合に税理士の存在価値はどうなるのでしょうか。いろいろ考えさせられる1日でした。

秋季シンポに参加しての感想

西藤 友美子(千葉)

平成12年11月18日に大手町サンケイホールで開催された秋季シンポジウムに初めて参加させて頂きました。

正直、始めは無関心だったのですが、千葉青税のMLで諸先輩方の作ったタタキ台をいくつか拝見させて頂くうちに、これはぜひとも企画の段階から携わって、視野を広げるひとつのチャンスになれば、と思い、微力ではありますがお手伝いさせて頂きました。

各単位青税の研究発表も、国際業務や税理士として教育にどう関わっていくかなど、普段実務に追われていると触

れることの少ないテーマを学ぶことができ、日頃の不勉強を反省すると同時に、私自身、幅広い知識をもった税理士になるために更なる研鑽を積んでいこうと決意しました。

そして、シンポジウムが大成功に終わった陰には、多くの役員の方々が長い期間に渡って準備されていたことを知り、全青のこのシンポジウムに懸ける熱意を感じました。

また懇親会では、全青の皆様、特に東京青年税理士連盟の方々には、とてもお世話になり、楽しいひとときを過ごすことができました。大変感謝しております。

シンポ初参加で発表しました

清水 靖(岐阜)

「国際業務」というテーマをいただいて、国際業務とは何だろう?という段階から、打ち合わせが始まり約3ヶ月間、悪戦苦闘しながら原稿を作り上げました。はじめは、3ヶ月もあると思っていましたが、あっという間に過ぎてしまいました。原稿を作り上げたのもつかの間、次は

発表方法の検討をするという苦悩の日々が続きました。去年は劇での発表ということで手間をかけたが、今年は、ちょっと手を抜いて?気楽に行こうということもあり、最終的には、税務法人を立ち上げ、海外に職員を派遣してそれぞれの国の現状を把握し、海外進出の可能性を検



討する「会議」を想定しての発表となりました。研究してきたことはたくさんあるのに発表時間は30分程ということで、研究してきたことをどのようにして、分かり易く伝えるのかを検討しました。そのため、シンポジウムの1週間ほど前には、岐阜青税会員に発表を聞いてもらい、助言を受けました。

問いかけに対する返答が長く聞き手には分かりにくい等、初めて発表を聞くという立場からの指摘を受け、残り1週間ながら再度、検討をし、訂正を加えました。最終の打ち合わせは、当日の東京へ向う新幹線の中で行うという事態にはなりましたが、「いよいよだな～」という

気持ちでいっそう気が引き締まる思いでした。当日は、発表担当で体調を崩してしまった人もいましたが、何とか出席していただきました。(点滴を打っての参加とか)

発表の方は、千葉青税に続いて2番手、他の青税の発表を見る前に控え室に入ってしまったので、妙な緊張もせず、発表の方に取り組めたと思います。発表をしている時は、普段、練習として読み合わせをしているのと変わりなく話げできたと思います。実質の発表時間は23分程と、少なめではありましたが、岐阜青税の参加会員からも「よかったよ!」と言う声をかけていただき、ほっとした気分と、やって良かったという気持ちになりました。その後は、他の青税の発表を、気楽に見学させていただき、いい勉強になりました。

今回、秋季シンポジウムには、初参加させていただきましたが、発表の原稿作成から発表当日にいたるまで、他の発表担当者には、迷惑をかけたばなしでしたが、無事に終了できたことが、何よりもよかったです。今後は、よりいっそう自分に磨きをかけていきたいと思っております。

私がおばあさんになったら税理士にして欲しいのは…

中谷 志づか(神奈川)

2000年秋季シンポジウムのメインテーマは「21世紀の税理士像」、神奈川青年税理士クラブのサブテーマは「公益的業務への提言」でした。

公益的業務って何でしょう? 提言って何をしたらいいのでしょうか?

こんな風に考え込んでしまったのは私だけではないはず。公益とは「国家・社会の利益」のこと。顧客と一対一の関係で成り立っている税理士業務は私益と言え。この2つは相反する事のような気がする。

しかし、税理士の知識というのは自分で思っている以上に社会のお役に立つものなのかもしれない。OLをしている私の友人達は「収入? 所得? 経費? 控除? 税金? なんだから分からないのでどうしたらいいか分からない」と口をそろえる。私の友人だけでなく、納税者は皆不安を抱え助言を欲しがっているのかもしれない。

これから税理士業務もどうなっていくかわからないこんな時代だからこそ、「顧客」対「税理士」から「社会」対「税理士」の体制を整え、「ああやっぱり税理士って社会に必要な存在なんだ!」って思ってもらえることが必要なのかもしれない。

では納税者が抱える一番の不安って何だろう。そこで神奈川青税の参加メンバーの頭に浮かんだのが「老後の生活・財産管理」だった。

2000年4月1日に成年後見制度が施行された。成年後見制度とは、判断能力の不十分な高齢者や知的・精神的障害などに後見人による支援が必要になる場合や、将来痴呆などにより判断能力が不十分になったときに後見



人による支援を受けたい場合に活用できるよう実施される制度。そこで「税理士・司法書士・弁護士・社会福祉士・医師の各士業がスクラムを組んで成年後見制度を支えていく未来」を想定し寸劇を発表することになった。

でも悲しいかな、メンバーの中で成年後見制度に詳しいのはこの時点では神奈川青税の田添会員一人だけ。そこで参加メンバーは毎週勉強会を開き成年後見制度をゼロから勉強しました。責任者の城田会員は発表当日まで胃の痛い思いをしたのではないのでしょうか。私は勉強会をサボってばかりいたのでその罰でしょうか(?) 寸劇の脚本を書かされる羽目になってしまった。

「成年後見制度を活用して仕事をした税理士はまだいないはずなので、どう書いてよいか全く分からない。でもやった税理士がいらないなら、「私がおばあさんになったら税理士達にして欲しい事」を羅列して書けばいいか」と考え直し、勝手気ままな脚本を書いてしまいました。当日観客の方々は現実的でない話なのでピンとこなかったかもしれないと反省してます。

発表当日さすがに緊張。なんせ舞台に出て台詞をいうの

は小学校の学芸会以来。お昼にビールを飲んでリラックスし、なんとか無事役を終えることが出来ました。終わってほっとしてしまい、他の単位会の発表を少ししか見なかった事を後になって深く反省しました。

大変だったけど、今回勉強したことで、私の老後ってどうなってしまうのだろうか？じゃあ税理士はこれからどうしたらいいのだろうか？と真剣に考える機会を得ることが出来ました。青税の皆様いろいろありがとうございました。

21世紀は税理士で食えるか

津島 良敏(埼玉)

今回の秋季シンポジウムは、「21世紀の税理士像」というテーマのもと、各単位会がそれぞれの視点から工夫を凝らし研究発表されたものであった。

21世紀を目前にした今、税理士を取り巻く環境は大きく変わろうとしている。これは、今までのような国税庁等の官庁側からではなく、外圧等を含む社会全体の変化の中からのものである。その原動力の一つが規制改革ではないだろうか。規制撤廃による自由競争の奨励、それにより消費者により良いサービスをより安い価額で提供できる、というコンセプトのもと、現在進行している司法制度改革を見ると正に現実味を帯びてきたようである。税理士制度についても税理士法改正が間近に迫っている状況であり、今回の改正点の中で法人化は、その流れではないだろうか。

ところで先日、私が所属している川口支部と隣の西川口支部との合同研修会が開催された。講師は、日税連サービス貿易自由化及び規制緩和対策室副室長の山田俊一先生(元神奈川青税の会長)で、テーマは「規制改革の今と展望」であった。その中で広告規制の問題に触れ、新築マンションの各ポストに「住宅取得等特別控除を1万円です。」と言う広告を入れたら綱紀監察で問題となるか、との質問があった。私としては、そんな御用聞きのような行動は、税理士の品位を落とすということで支部で問題となるのではないかと考えた。ところが、講師の解答としては、全く問題がなく、依頼を考えている納税者にとっても大いに結構なことではないかとの話しであった。

なるほど依頼者にとっては、価額もハッキリしているし、サービス内容も明確であれば判断し易いことであろう。当初の私の考えは、依頼者の視点ではなく、税理士を視点として判断してしまったのである。その根底には、一人のお客を税理士同士で取り合うような競争は避けたいというハッキリとした気持ちがあったためである。しかし、一般



の業界では、常にお客の取り合いに終始し、不況の現在では値下げ競争の荒波に揉まれているのである。そう考えると税理士業界は、何て恵まれているのだろうと改めて感じるのである。

それはある一面から見れば、やはり依頼者にとっては、マイナスとなっているのかもしれない。これから弁護士や公認会計士が増加すれば、税理士業界への参入も十分考えられ、必然的にこの種の競争は発生してくるものと思われる。我々は自らを安くタタキ売るか、更に専門性を高めて高度なサービスを提供するかを選択を迫られることになるであろう。

今回、各単位会が発表した個別テーマである「電子申告」、「国際業務」、「公益的業務への対応」の中で取り上げた成年後見制度の問題等は、正に21世紀には対応が求められることなのである。従ってこれらの問題に 대응するためにも税理士として21世紀に生き残るには、更に一層の自己研鑽が必要なのではないだろうか。

さて、各単位会の発表が終わり懇親会となった。そこで芥川会長をはじめとする東京青税の会員によるバンド演奏があった。皆さん大変上手で、その多才ぶりに驚くとともに、私は何か21世紀の新たな税理士像を見たような気がした。

秋季シンポジウムに参加して

釣本 享伺(東京)

青税に入会してから2年くらいになる。今回初めて秋季シンポジウムに参加させていただいた。

東京で開催されるということで、東京青税が主体となって準備を進めることになっており、実務研修部の一員でもあった為、当日はステージの机や椅子の配置、会場の誘導案内等、裏方の手伝いをするようになっていた。少し早め

に大手町のサンケイホールに行ったところ、すでに何人かの人で配布物の袋詰作業が行われており、会場の準備も着々と進められていた。なにぶんにも初めてで、どのようなことをするのか、また各単位青税はどのような研究発表をするのか、じっくり見聞きしてみたいと思っていた。

今回のメインテーマは21世紀の税理士像ということで、

各单位青税は独自のサブテーマで発表することになっており、それぞれ興味深いテーマであったが、特に近畿青税の「規制緩和と税理士法改正の動向」は、聞いておかなければと思っていた。しかし実際はシンポジウムが始まってしまうと、次の発表に備えてステージを整えたり、発表者を控え室に案内したりで、ほとんど研究発表を聞くことができなかった。とにかく始まってしまうと、あとは東京青税として、このシンポジウムを成功させなければという思いがっぴいで、各担当者も同じ思いで、それぞれの役割分担を、お互い協力し合いながら手際よくこなしていたように思う。

東京青税の研究発表は、日本とドイツの裁判比較をふまえ、わが国で現在行われている裁判と理想の裁判とを比較しながら、消費税決定処分等取消請求事件を題材とした模擬裁判をすることになっていた。その理想の裁判で、市民裁判官の役をすることになっていたが、人前でしゃべることが苦手で、まして、大勢の前で話すことがほとんど無かっただけに、ステージに上がったときは、緊張もピークに達しせりふを間違わないように話すのがやっとだった。会場の方を見渡す余裕も無く、ステージでひたすら汗を拭いていたことはよく覚えている。

出番が終わり、控え室に戻ったときは、安堵感と一応役目を果たすことが出来た満足感でいっぱいだった。一通り



の研究発表が終わり、その後の懇親会では青税バンドの演奏も加わり十分楽しませてもらった。たいした問題もなく無事終了したことが何よりで、最後の後片付けをして会場を後にしたときは、精神的な疲労感が残っていたが、それよりも東京青税の一員として、シンポジウムを成功させる手伝いのできたことを嬉しく思っている。事前準備の段階から積極的に参加することにより、普段勉強しない裁判制度に関する本や資料を読み、裁判の実態等を知ることができたのも、このシンポジウムのおかげで、いい勉強をさせてもらった。今後もこのようなシンポジウムを通して、各单位青税のつながりをもっと深めていければいいと思う。次回、埼玉で行われるときは、じっくり聞いてみたい。

21世紀ますます青税が発展することを願っている。

全青税秋季シンポジウムを終えて

篠田 孝(名古屋)



全青シンポジウム発表に携わってもう3年目。そろそろ体も慣れて研究発表の内容にも磨きがかかるかな、と思いつつなかなか思うようにいかないものです。名古屋青税に与えられた今年度のテーマは「電子申告への対応」でした。シンポジウム開催に前後して東京国税局管内の税務署にて実験を開始すること。最新の情報を入手することもなかなか困難であり、どのような切り口で発表を展開するのかずいぶん悩んだものです。

制度部のメンバーにて議論を重ねた結果、コンピュータ業界の専門的部分は取って避けて、税理士制度の問題にからめながら問題提起をする方向性に固まりました。具体的手法としてはパネルディスカッション方式の採用です。パネラーは様々な分野から、課税庁の立場、全くタイプの異なった二人の税理士、企業経営者、金融機関、サラリー

マンです。

わが名青税制度部よりベストメンバーを選出し、当日に臨みました。

ある程度のシナリオを準備したのですが、思ったより時間が足りずタイムキーパーより「あと5分」といわれたときは頭の中が真っ白です。とにかく時間通り纏め上げなければならないという気持ちで一杯でした。結局、最後の部分は相当強引に終わらせてしまったような気がします。毎年感じるのですが、研究発表を見に来てくれている青税の会員は大変勉強熱心な方が多いですね。したがって、発表する側も真剣です。こんな発表内容でよかったのか等、あとから改めて考えると恥ずかしくなったりもします。

さて、「電子申告」が我々税理士の業界に与える影響は、規制改革問題とは別次元の大問題と考えます。そのあたりの危機感をもっと前面にアプローチ出来ればもっとよかったのではないかと感じます。

今回の発表に備え、相当な回数の部会を行い、また発表に向けて数回リハーサルを行いました。出場してくれた皆さんは最高でした。みな真剣に一生懸命取り組んでくれました。また、応援にまわってくれた部員の皆さんの気持ちを通じたのか満足のいく発表ができたと思い正直ほっとしています。

応援してくれた皆さん、本当にありがとうございました。

シンポ参加で家族サービス

織戸 英信(近畿)



池部悦子様 会場の選定から始まり各所で細部の心遣いをいただきありがとうございます。

小生は、昨年度近畿青税の代表として、全青税の理事会に出席し色々要望させていただきました。しかし、発表の中身となると、小生の手を離れ次期の代表幹事(現代表幹事 小寺隆弘)の手に移ってしまうのですが、各単位会の最終発表テーマを決めなければならない時においても、まだ次期の代表幹事が確定していなかったもので、次期が、どこに力を注ぐのかわからず、とりあえず与えられたテーマで了承しました。

小寺隆弘君に2000年秋季シンポジウムについて引継ぎをしたのは、テーマ「税理士法改正の動向と税理士業務の影響」と目標参加人数のみでありました。小生が本年度より特別会員となることもあり中身についてはノータッチであり、小生ができることは、目標人数に一人でも近づけるため、参加することぐらいでありました。

全青税の皆様もご承知の通り、近畿青税は、全青税の一単位会となっており、六支部(各府県が一支部として)からなりたっていて、小生はその中の滋賀県支部に属しています。滋賀県支部では、小生の気持を察してかどうかは別として、今回の秋季シンポジウムを例会と位置

づけ、参加費を支部が負担することを決め、一人でも多くの参加を呼びかけていただきました。(近畿青税として目標参加人数はクリアしたのでしょうか?)

さて、「21世紀の税理士像」をメインテーマとして開催された、秋季シンポジウムの発表内容については、文句のつけようが無いと思うが、各単位会の発表方法については、練習を重ねてきた単位会、ぶっつけ本番の様な単位会もあったのでは? 芸達者の神奈川青税、非の打ち所の無い岐阜青税、しかし、近畿青税は、昨年引き続きぶっつけ本番であったのではないだろうか、と感じられた参加者も多いのではないのでしょうか。近畿青税は前述の通り六支部からなりたっており、たいていの集合場所は大阪の近畿青税の事務局です。小生も事務局まで片道1時間30分掛かるし、小生以上に時間が掛かる地域からの会員も多いので、内容を検討する時間は十分にとるが、発表方法を練習する時間までつくるのがなかなか大変でついぶっつけ本番の発表となってしまいます。(この紙面で近畿青税に提言するのはおかしいが、秋季シンポジウムの発表を支部の持ち回りとすれば、岐阜青税のようにできるのでは?)

そうそう、秋季シンポジウムの楽しみは、懇親会にもあります。全国の会員が集まり自由に語り合えるのが、総会時の懇親会とこの懇親会の年に二回だけです。この時間を充実するのに欠かせないのが、料理と酒、今回の料理はどうでしたでしょうか。量は少なかったように小生は感じました。

朝7時に家を出発し、1日有り難うございました。そうだ、小生は家族サービスを兼ね、上京しましたので、翌日はTDL。平成11年は家庭を無視し近畿青税でTDL、平成13年は埼玉、愛妻はどう言うか? またTDL……

予告 次回秋季シンポジウムは……

2001: A TAX ODEYSSEY

2001年全青税秋季シンポジウム

日時 2001年11月18日(日) 会場 ラフレさいたま(埼玉新都心)

企業会計の国際的調和が進む中で、我が国の会計基準は会計ビッグ・バンと呼ばれるほどの大改革の途上にあります。そして、それはトライアングル体制つまり我が国の企業会計における商法、証券取引法(企業会計原則)

及び税法の調整、蜜月関係も変貌させる可能性があります。そこで新世紀のスタートとなる2001年のテーマとして、これらの詳細や税理士への影響を研究したいと思います。

サブテーマ

- 会計ビッグ・バンと国際会計基準
- 金融商品、有価証券と時価主義
- 連結決算、連結納税
- キャッシュフロー経営と税効果会計
- 企業分割、企業結合
- 自己株式とストック・オプション

韓国訪問記

かんこくほうもんき



組織部長 登坂宏之

2000年11月27日曜日、韓国のソウル・ロッテワールドホテルにおいて、韓国の税務士考試会の定期総会が開催された。韓国の税務士考試会と友好協定を結んでいる全国青年税理士連盟から5名、定期総会に招待された。私もその一員として招待され、たいへん光栄に思った。韓国の税務士考試会の定期総会は、年一回11月と決まっている。会長の任期は2年、今回は、会長交替の年であり、総会はたいへんな盛り上がりを見せ熱気が冷めないまま閉会した。

ソウルを初めて訪問した私は、ソウルの道路が6車線又は8車線と広くて基盤の目のように整備されているということ、高層ビルがとても多いということに驚かされた。ソウルの住宅は、一戸建はほとんどなく、大半は、高層マンションである。ソウル市の総面積は、約600km²。三方を山に囲まれているため平地は少なく、そこにおよそ約1,100万人の人口が住んでいる。韓国の人口は約4,100万人だから、4分の1が、首都ソウルに集中していることになる。まさに首都一極集中の国家で、ソウルは街も人もエネルギーで圧倒された。また、明洞の北には、季朝の故宮が立ち並び、近代的都市と古都のおもかげを併せ持つソウルの町並に魅了された。

韓国滞在中に、われわれ一行は、韓国の国税庁を訪問することができ、幸運にも納税相談員と納税保護担当官にインタビューをすることができた。納税相談所では、納税者から税務相談を電話、FAX、E-mail、訪問で受け付け、各相談者には、それぞれの方法で回答するというこ

ある。この場合には、回答書には担当者の氏名の記載はなく、納税相談所のサービスの一環ということで相談員には回答書に対して一切の責任はないということである。FAXやE-mailで税務相談を受け付け、文書で回答を出すというのは、サービスの面では日本より一歩進んでいるのではないかと。また、韓国には、納税保護担当官制度というのがあり、その制度の納税保護担当官とは、納税相談員を選んだり、管理教育をしたり、制度の研究をするところである。現在の納税保護担当官は、国税庁2名、地方国税庁6名、税務署99名、合計107名で構成されている。納税保護担当官制度は現在日本にはない制度である。

韓国の税務士の人数は約4,500人であり、日本の税理士数の人口に対する比率と比較するとかなり低い。そのため、韓国の税務士の社会的地位は高く、収入もかなり高いということである。韓国の税務士考試会は、韓国の税務士試験合格者である税務士によって構成されている。

1996年	合計		一般	税務職員
	受験者数	1,784	649	1,135
合格者数	250	122	128	
%	14	19	11	

2000年	合計		一般	税務職員
	受験者数	3,039	1,185	1,854
合格者数	451	181	270	
%	15	15	15	

上記の表は、最近の韓国の税務士の試験の状況である。この表によると受験者と合格者がこの4年間で2倍近く増加しており、韓国の税務士の急増ぶりには驚かされる。また、税務職員についてもこの試験を受験しなければならないということである。税務職員が無試験で経験年数だけで税理士になれる日本とは大違いである。

最後に、全国青年税理士連盟と韓国の税務士考試会の友好と親善が永続することを希望するとともに、ソウルを訪問する機会を与えてくださったことに感謝します。

テダニカムサハムニダ。



芥川会長あいさつ／韓国税務士考試会定期総会

全国大会実行委員長 就任物語?

なんで私が委員長? ~皆、名古屋大会へいこまい

全国大会実行委員長 加知 隆行

1 騙しの青税体質

この度全国大会実行委員長に就任いたしました名古屋青税の加知隆行です。

人をハメル事の好きな青税の体質を充分に承知した上で、あれだけ画策したのに何故ハマッテしまったのだろう? 未だに不思議でならない。

そもそも私に名古屋青税の会長の話があった3年前、「会長さえ受けてくれたら後は何もなくて良いから…」「全国大会なんてまだまだ先の話だから気にしないで良いよ…」と騙されて「会長を受けます」と言ってしまったのが運の尽きだった。一昨年、名古屋の会長を受けるなら全青税も知っておいたほうが良いと言うこ

とで全青の副会長に就任し、全青の理事会に顔を出すようになって驚いた。まだまだ先のはずの全国大会が名古屋の順番だと言うではないか。

2 名古屋青税の掟

名古屋青税では伝統的に「全国大会を受けます」と発言した人が全国大会実行委員長に就任するという掟がある。「今、名古屋青税を代表して発言するのは私ではないから大丈夫だ。安心していればいい。」と言い聞かせて平然としていたら、今度は、「麻木会長の意向を汲んで近畿が全国大会を受けます」と言い出すではないか…。これには絶句した。そんな事されたら私に委員長の可能性が出てくるではないか。全く余計なことをしてくれるものだと思いつつ、「やはり順番通り名古屋で受けましょう」と言ってみたが、時の名青会長が「そこまで言うなら近畿さんでお願いします。」と発言してしまったので万事休すとなってしまった。

3 悪あがき

それでも私はあきらめず、去年の理事会で「21世紀最初の大会はやはり東京でやらないと…」とか「来年はディズニーランドも大きくなるし…」「大阪にユニバーサルスタジオが出来るよネ」「名古屋はもうすぐ万博があるのでその時に受けます」とか発言してみたが誰も聞き入れてくれず、だんだんと追い込まれていった。いよいよ開催地決定の時、私は掟破りの大博打に出た。私が「受けます」とさえ言わなければ良いのだ。丁度、抜けられない用

第34回全国青年税理士連盟 名古屋大会

感じてください

弾けてください

21世紀

We change



2001年8月5日(日)

会場：ホテルグランコート名古屋(名古屋市)

事が出来たのを幸い、理事会の議題が全国大会の件になる前に退席した。内心、代理の者には悪いなと思いつつ、「私もハメられたのだからしょうがないな。ハメられた奴の運が悪かったと思わなきゃー。」とほくそえんでおりました。しかし敵もさるもの「全国大会は名古屋で受けますと加知さんが言っていました。」と発言してしまい万策尽き果ててしまった。

4 委員長就任

ここまで来たらしょうがない。ウダウダ言ってちゃ男が廢る。早速過去の大会の資料を探すとともに、神戸大会の実行委員長とコンタクトを取り色々と教を請うことにした。神戸大会から

全国大会のやり方が総会中心に生まれ変わるので、名古屋大会はどちらを参考にして良いかわからない。神戸大会が成功すればその手法を継承すべきだし、万が一失敗すれば、当然以前の手法に戻さなければならない。しかし、会場を押さえなければ神戸大会でPRできない。そこで私は決断した。総会中心の大会は成功するから交通の便を最優先すべきである。後は神戸大会を見て決めれば良い。呼び物がないとすれば名古屋大会に会員を呼べるのかどうかはPRにかかっている。どうせならウケ狙いでやらなければならない。その為には多少の犠牲は払わなければ成らない。名古屋大会を全青会員に直接PR出来るのは神戸大会とシンポジウムしかないのだ。

5 みんな、名古屋へ行こまい!!

全国大会を名青税が開催するのは8年振りのことで前回は合歓の里(三重県)で開催しました。さて名古屋大会ですが、21世紀最初の大会ということで、全国から日帰り可能な大会にしたいと思います。折角総会中心の全国大会に生まれ変わったのですから、石橋をたたいても渡らない堅実な名古屋の気質と、日頃は儉約して、ここぞと言う時に大盤振る舞いする名古屋嫁入り物語の気風を全国大会に反映できたらと思います。日程は2001年8月5日(日)。会場は名古屋駅よりJRで4分の金山駅、南口徒歩1分にあるホテルグランコート名古屋(全日空ホテル)で開催します。詳細な内容、近隣の観光スポット等については次号に掲載しますので宜しくお願いします。



税理士法改正案の行方

税理士法改正対策本部 本部長 宮川雅夫

平成7年の「タタキ台」公表から5年間の検討を経て、日税連が「税理士法改正要望書」を機関決定したのが今年の9月21日であった。

税理士法改正法律案は2月末頃までには公表されるとのことだが、原稿執筆時点(1月29日)までの間にも状況は刻々と変化しているため、その経緯と問題点について速報することとした。



1. その後の経緯

平成12年 9月21日

↓ 日税連理事会決議「税理士法に関する改正要望書」(日税連→国税庁への要望)

12月7日

↓ 国税庁「税理士制度改正要望」(国税庁→主税局への要望)

12月8日

↓ 自民党税理士制度改革推進議員連盟総会決定「税理士制度改正要望」

12月13日

↓ 自民党「平成13年度税制改正大綱」を決定

12月13日

↓ 政府税制調査会「平成13年度の税制改正に関する答申」を決定

12月14日

↓ 与党3党「平成13年度税制改正大綱」を決定

平成13年 1月18日

↓ 与党3党協議会において「税理士制度改正要綱試案」を配布(別記資料参照)



2.日税連要望書と国税庁要望書の主な相違点

- 修士の学位取得による試験免除について、日税連要望書ではダブルマスターは認めないとする内容であったが、国税庁要望では「税法又は会計学についてそれぞれ1科目の試験合格を条件とする」と変更された。
- 「出廷陳述権」は「税務訴訟における補佐人制度」となり、当初から懸念されていたとおり「当事者又は」の文言が削除され、これにより本人訴訟については対象外となった。
- 「税理士証票の更新制度」、「意見の聴取」及び「税理士職業賠償責任保険への強制加入」の各項目は削除された。
- 税理士法人の主たる事務所及び従たる事務所の社員の常駐義務について、「複数の」という文言がはずされたことにより、少なくとも従たる事務所については最低1名の社員常駐で良いこととなった。
- 財務大臣による「総会決議取消権」は存置されることとなり、「役員解任権」のみ廃止されることとなった。
- 規制改革委員会の見解を受けて、税理士会会則の絶対的記載事項から「税理士業務に対する報酬の最高限度額に関する規定」を削除することとなった。
- 罰則の見直しを行うこととなった。

以上の要望を受けて、主税局は内閣法制局との協議を行いつつ、改正法律案の起案を行っているものと見られる。



3.自民党「税制改正大綱」と与党3党協議

一方、自民党においても党内手続きを経て「税制改正大綱」が決定された。これには付記がついて国税庁要望とほぼ同項目の詳細な事項も記載されている。

国税庁要望との主な相違点は、①税務官公署職員の試験免除に関する指定研修については所定の試験に合格する旨などの指定基準を「法令により」明記する、となっていたところが「法令により」が削除されたこと（これによりこの部分の本法改正はなく財務省令による手当となった）、②書面添付に係る意見聴取制度の整備について、調査着手前に当該税理士に「当該申告書」に関し意見を述べる機会を与える、となっていたところが、「当該書面」に関し意見を述べる機会を与えると変更されたこと、が挙げられる。

また、同時期の与党3党による「税制改正大綱」についても同様の決定がなされると考えられていたが、詳細についての協議が不十分であるとして総論のみの記載にとどまり、自民党大綱の付記に記述されていた各論については継続協議となり越年となった。これは、許可公認会計士の特例廃止についての合意が得られなかったことが一因であったといわれている。

新年を迎え、1月16日には、森日税連会長と中地公認会計士協会会長とのトップ会談が持たれ、この場で許可公認会計士の特例については3年間の猶予期間を設けて廃止することが合意された。

これを受けて与党3党の協議も整い、1月18日には「税理士制度改正要綱試案」が配布されることとなった。



4.今後の課題

以上の経緯により、税理士法改正法律案の骨格は現れてきたが、2月末頃には税理士法改正案が閣議決定され、いよいよ国会審議に付されることとなる見込みである。(税理士法改正案は参議院先議となる可能性もあるらしい……)

日税連の改正要望書機関決定以後にも、いくつかの重要な変更が見られることから、今後の国会審議においても予断を許すことは出来ない。

特に、①我々が最大の関心を持ってきた「税務官公署勤務経験による試験免除」についての本法改正がないこと、②「税務訴訟における補佐人」について本人訴訟の場合は除外されることになったこと、③「税理士法人制度」の詳細が未だに明確になっていないこと、④「書面添付制度」の趣旨が大きく変更されつつあること、⑤「勤務税理士」に関する規定整備の趣旨が不明確であること、⑥「罰則の見直し」の内容が具体的に示されていないこと、などいくつかの重要な問題がある。

また、法務省において弁護士法人制度を創設するための弁護士法改正案が検討されているが、弁護士法人が税理士業務を行うことが出来ることになるかどうかについても疑義があり、これまた大きな問題となろう。

全青税執行部としては、規約の趣旨及び大会決議に沿って、今般の税理士法改正が真に国民のための税理士制度となるための前向きな制度改革となるように、組織の総力を挙げて運動をしていきたい。

< 資料 >

平成 13 年 1 月 18 日

税理士制度改正要綱試案

1 受験資格要件の緩和

- (1) 受験資格要件の実務経験年数については、一律3年以上とする。
- (2) 一定の基準を満たす専修学校の専門課程修了者で、法律学又は経済学を修めたものについて、受験資格を認める。
- (注) 上記の改正は、施行日以後に実施の公告がされる税理士試験から適用する。

2 試験科目の免除制度の見直し

(1) 学位取得等による試験科目の免除制度

- ① 学位取得等による試験科目の免除について、その学問領域(現行:法律学又は財政学に属する科目及び商学に属する科目)を試験科目(税法に属する科目及び会計学に属する科目)に相応するものに限定するとともに、当該限定に係る学問領域の確認を国税審議会の審査事項とする。

- ② 修士の学位取得による税法に属する科目及び会計学に属する科目の試験の免除は、それぞれ当該科目のうち1科目の試験に合格することを条件とする。

- ③ 上記①の国税審議会の学問領域の審査に係る手数料の納付その他所要の措置を講ずる。

- (注) 上記①及び②の改正は、施行日以後に当該免除に係る職に就いた者及び博士又は修士の学位を取得するために大学院の課程に進学した者について適用する。
- (2) 税務官公署職員の試験科目の免除に係る指定研修について、所定の試験に合格することが必要であるなどの指定基準を明らかにするとともに、国税審議会は、当該研修が当該指定基準を満たしているかどうかを継続的に検証することとする。
 - (3) 不正の手段により試験科目の免除を受けた者等に対する免除取消規定を設ける。

3 計算事項、審査事項等を記載した書面添付に係る意見聴取制度の拡充

税務官公署職員は、税理士の税務代理の権限を有することを証する書面の添付のある租税の課税標準等を記載した申告書の提出をした者について、その申告書に係る租税に関しあらかじめその者に日時場所を通知してその帳簿書類を調査する場合において、当該申告書に当該税理士の計算事項、審査事項等を記載した書面が添付されているときは、当該通知をする前に、当該税理士に対して、当該書面に関し意見を述べる機会を原則として与えることとする。

4 税務訴訟において税理士が補佐人となる制度の創設

税務訴訟に関し、税理士が裁判所の許可を条件とせず、裁判所において、補佐人として訴訟代理人とともに出頭し、陳述できることとする。

5 法人制度の創設

税理士は、税理士法の定めるところにより、税理士法人(仮称)を設立することができることとする。

(要件)

- ・社員を税理士に限定した、商法上の合名会社に準ずる特別法人とする。
- ・従たる事務所を設ける場合には、当該事務所に社員を常駐させなければならない。

(業務の範囲)

- ・税理士法人の行う業務は、原則として税理士法第2条の業務とする。

(設立の手続)

- ・税理士法人を設立するには、その社員になろうとする税理士が、共同して定款を定めなければならない。

(成立の時期及び届出)

- ・税理士法人は、設立の登記をすることによって成立するものとし、成立したときは、その旨を日本税理士会連合会に届け出なければならない。

(業務執行に関する権限及び責任)

- ・税理士法人の社員は、すべて業務を執行する権利を有し、義務を負う。
- ・税理士法人の財産をもってその債務を完済することができないときは、各社員は、連帯してその弁済の責めに任ずる。

(社員の競業の禁止)

- ・税理士法人の社員は、自己若しくは第三者のために税理士法人の業務の範囲に属する業務を行い、又は他の税理士法人の社員となってはならない。

(解散)

- ・税理士法人は、定款に定める理由の発生、総社員の

同意、他の税理士法人との合併、破産、解散を命じる裁判、財務大臣による解散命令により解散する。

- ・税理士法人は、社員が一人となり、その後6月間社員が二人以上にならなかった場合には、解散する。(違法行為等についての処分)

- ・財務大臣は、違法行為等を行った税理士法人に対し、戒告し、若しくは1年以内の期間を定めて業務の停止を命じ、又は解散を命ずることができる。
- ・財務大臣は、税理士法人の処分と併せて、社員又は使用人である税理士に対して懲戒処分を行うことができる。

(入会及び退会)

- ・税理士法人は、その事務所の所在地を含む区域に設立されている税理士会の会員となり、解散したときは税理士会を退会する。

6 その他の項目

(1) 許可公認会計士制度の廃止

国税局長の許可を受けた公認会計士が、税理士の登録をすることなく税理士業務を行うことができる特例を廃止する。ただし、施行日から3年間の経過措置を設ける。

(2) 紛議の調停制度の創設

税理士会は、会員の業務に関する紛議について、会員又は当事者その他関係人の請求により調停をすることができることとする。

(3) 日本税理士会連合会の財務内容等に関する書類の公開

日本税理士連合会は、毎事業年度、財務諸表を官報に公告するとともに、財務諸表その他一定の書類を、所要の期間、一般の閲覧に供しなければならないこととする。

(4) その他

- ① 登録の取消し事由に会員が長期所在不明である場合を追加するとともに、一定の場合に登録の抹消を制限するなど、登録に関する規定の整備を行う。
- ② 税理士会の会則の絶対的記載事項に会員の研修に関する規定を追加するなど、税理士の研修に関する規定の整備を行う。
- ③ 財務大臣による役員の解任規定を廃止する。
- ④ 税理士会の会則の絶対的記載事項のうち、税理士業務に対する報酬の最高限度額に関する規定を削除する。
- ⑤ 使用人である税理士に関する規定の整備を行う。
- ⑥ 罰則について必要な改正を行う。

7 適用関係

平成14年4月1日から施行する。

東海集中豪雨義援金 ご協力ありがとうございます

昨年9月11日に東海地方を襲った集中豪雨により被害を蒙られた会員の皆様には、謹んでお見舞い申し上げます。
当全国青年税理士連盟では10月の理事会におきまして、被災会員の援助とすべく義援金募集の決議をし皆様にご案内いたしましたところ、早速に暖かいご支援をいただき、ありがとうございます。

義援金の募集は、2月末まで引き続き右記口座にて受け付けております。

よろしくお願ひ申し上げます。

義援金受付口座

東京三菱銀行 市川支店 ● 普通預金 1143469

名義：東海災害義援金口座

カク マナコ
代表 加来 眞名子



全青ホームページのお知らせ

全青にもホームページができて2年目に入りましたが、皆さん、ご覧いただけただしょうか？
定期総会やシンポジウムの紹介や、諸団体にたいして全青税が提出した意見書・要望書・陳情書などが掲載されていますので、興味のある方はご覧になって下さい。

もちろん、まだ十分なコンテンツが整っているわけではありません。皆さんの声を聞きつつ充実させていきたいと思ひます。掲示板も設置されていますので、ご意見・ご感想等いただければ参考にさせていただきますので、よろしくご協力下さい。

ホームページ運営委員長 曲直瀬 一洋

全青税ホームページアドレス <http://aozei.com>

秋季シンポ懇親会風景



編集の現場から

- 本誌128号の校了直後、与党3党協議会において配布された「税理士制度改正要綱試案」を入手、急遽、誌面数を増やし、その経緯と問題点を速報として掲載いたしました。締め切りギリギリの作業のため、へんてこりんな構成となってしまったことご容赦ください。
- いよいよ税理士法改正案は、今国会審議に付される見込みとなりました。が、日税連の「要望書」機関決定以後にも、いくつかの重要な変更が行われており、目が離せない状況です。次号は税理士法改正特集をお送りする予定です。
- 今年は21世紀最初の各税理士会役員改選の年。全国各地の単位会がわが青税推薦の候補者の方々が奮闘されております。**21世紀も青税であれ!**